

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画主体	熊本県宇土市

## 宇土市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 : 宇土市 経済部 農林政策課

所在地 : 熊本県宇土市浦田町5-1番地

電話番号 : 0964-27-3325

FAX番号 : 0964-22-6032

メールアドレス : [nourin01@city.uto.lg.jp](mailto:nourin01@city.uto.lg.jp)

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ(イノブタ含む)(注1)、カラス類、カモ類、ニホンジカ(注2)、クリハラリス(台湾リス)(注3)、ヒヨドリ、ニホンザル、アライグマ、アナグマ、タヌキ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	熊本県 宇土市

※(注1) イノシシ(イノブタ含む)以下「イノシシ」という。

※(注2) ニホンジカ以下「シカ」という。

※(注3) クリハラリス(台湾リス)以下「台湾リス」という。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和5年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	0.9ha 853千円
	果樹(柑橘類、柿、栗等)	0.24ha 552千円
	いも類	0.16ha 857千円
	その他(ニンニク等)	0.15ha 558千円
カラス類	果樹(柿等)	0.12ha 199千円
	野菜(メロン等)	0.01ha 175千円
	工芸作物(たばこ)	0.15ha 839千円
	施設(ビニールハウス等)	
カモ類	麦類	0.26ha 127千円
	海苔	
	貝類	
台湾リス	果樹(柑橘類等) 森林(スギ、ヒノキ等)	捕獲実績あり。今後、農林産物被害の発生が懸念される。
シカ	いも類	0.05ha 245千円
	森林(スギ、ヒノキ等)	
ヒヨドリ	果樹(柑橘類)	目撃情報あり。今後、農産物被害の発生が懸念される。
ニホンザル	野菜(大根) 果樹(柑橘類、柿等)	目撃情報あり。今後、農産物被害及び人的被害の発生が懸念される。
アライグマ	野菜(メロン等)	目撃情報あり。今後、農産物被害の発生が懸念される。
アナグマ	果樹(柑橘類)	0.03ha 128千円
	野菜(メロン等)	
タヌキ	野菜(トウモロコシ等)	目撃情報あり。今後、農産物被害の発生が懸念される。
	果樹	

## (2) 被害の傾向

### ①イノシシ

イノシシによる被害は年間を通して発生しているが、特に2月から5月にかけてタケノコ、また収穫前の稲や果樹、イモ類等への被害が著しい。出没範囲も市内全域に及んでいる。また、農地への侵入防止柵等の設置箇所増加により今まで出没していなかった場所や住宅地への出没が増加しており、今後の被害拡大が懸念される。

### ②カラス類

カラス類による被害は、市全域で年間を通して発生しており、果樹及び野菜への被害のみならず、ビニールハウス等の施設への被害も見受けられる。

### ③カモ類

カモ類による被害は、主に11月から2月の海苔の養殖時期に多く報告され、緑川地区、走潟地区等の内陸部でも目撃されており、今後、露地野菜等への農作物被害、海苔や貝類等への水産物被害が懸念される。

### ④タイワンリス

平成22年頃から赤瀬町山間部で急速に生息数が増加し、農林産物に被害を与えてきたが、近年は、対策の効果もあり、生息数は急激に減少し、農林産物被害としても確認できないレベルまで減少している。しかしながら、少数ではあるものの、近隣自治体での捕獲実績があり、特定外来種であることから、引き続き捕獲等の対策を進め、地域からの根絶を目指し対策を継続する必要がある。

### ⑤シカ

雁回山周辺、網津地区、網田地区を中心に捕獲実績があり、増加傾向にあるため、今後、農林産物被害の拡大が懸念される。

### ⑥ヒヨドリ

網田地区周辺の柑橘農家数名から被害報告を受けており、柑橘の収穫時期でもある9月から1月にかけての被害拡大が懸念される。

### ⑦ニホンザル

数年前からハナレザルが市内全域に出没しており、家庭菜園等の被害が発生している。人への被害が懸念される。

### ⑧アライグマ

網田地区、花園地区等、他市との境界付近での目撃が相次いでおり、昨今の熊本県内の生息域の拡大状況を勘案すると、今後、農産物被害が懸念される。

### ⑨アナグマ

市内全域において目撃情報が報告されており、その頻度も増加傾向にあるため、今後農林産物被害が懸念される。

### ⑩タヌキ

市内全域において目撃情報が報告されており、その頻度も増加傾向にあるため、今後農林産物被害が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)	軽減率
イノシシ被害金額	2,820千円	1,974千円	30%
カラス類被害金額	1,213千円	849千円	30%
カモ類被害金額	127千円	89千円	30%
台湾リス被害金額	0千円	0千円	0%
シカ被害金額	245千円	172千円	30%
ヒヨドリ被害金額	0千円	0千円	0%
ニホンザル被害金額	0千円	0千円	0%
アライグマ被害金額	0千円	0千円	0%
アナグマ被害金額	128千円	90千円	30%
タヌキ被害金額	0千円	0千円	0%
計	4,533千円	3,174千円	30%

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)	軽減率
イノシシ被害面積	1.45ha	1.02ha	30%
カラス類被害面積	0.28ha	0.2ha	29%
カモ類被害面積	0.26ha	0.18ha	31%
台湾リス被害面積	0ha	0ha	0%
シカ被害面積	0.05ha	0.04ha	20%
ヒヨドリ被害面積	0ha	0ha	0%
ニホンザル被害面積	0ha	0ha	0%
アライグマ被害面積	0ha	0ha	0%
アナグマ被害面積	0.03ha	0.02ha	33%
計	2.07ha	1.46ha	30%

※被害金額、被害面積については、令和5年度野生鳥獣による農産物の被害状況調査に基づき記載しており、熊本県農業共済組合への聞き取りや認定農家への調査により算出。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各鳥獣に対して熊本県猟友会宇土支部（以下「地元猟友会」という。）に捕獲を委託している。</li> <li>・「宇土半島における台湾リス防除等連絡協議会」において、宇土半島東部を中心に台湾リスの生息域調査を実施。</li> <li>・台湾リスについては、平成25年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台湾リスは繁殖率が高く、生息域の拡大が予想されることから、十分な捕獲従事者の確保が必要であり、効果的なわなの設置場所や設置方法を検討する必要がある。</li> <li>・イノシシ、シカ、カラス類、カモ類、台湾リスについては、捕獲従事者不足が課題となっており、今後、最も効</li> </ul>

	度より会計年度任用職員(有害鳥獣捕獲作業員)を任用してタイワンリスの駆除を行っている。	率的な手法を確立するため、猟友会と連携した取組を検討する必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシ等野生鳥獣による農産物の被害が発生している地域又は発生のおそれがある地域においては、農業者への防護柵等設置費用助成として平成 27 年度から市単独の有害鳥獣侵入防止柵等設置事業により補助を行っている。</li> <li>・国立研究開発法人 森林総合研究所と連携し、タイワンリスの生態調査を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作放棄地の増加に伴うひそみ場等が増加しているため、環境改善の必要がある。</li> <li>・鳥獣被害に対する正しい知識や対策について、個人差が大きいいため、地域住民に対して啓発が必要である。</li> </ul>
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 3 年度から地域住民に対しての鳥獣被害に対する正しい知識や対策について啓発するセミナーを開催している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民への効果的な周知方法・啓発内容を検討し、より幅広い参加者の確保が必要である。</li> </ul>

#### (5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害鳥獣の捕獲については、県の第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画に基づき、被害発生を抑止及び効果的な捕獲に努める。また、地元猟友会及び農林漁業者と連携し、被害を十分予察するとともに、効果的な捕獲体制や周辺市町との連携を強化する。</li> <li>・タイワンリスについては、特定外来生物であることから、今後、宇土半島の東部へ生息域が拡大しないように広域的な捕獲対策を講じることで個体数の抑制・根絶及び封じ込めを目指す。具体的には、関係機関で組織された「宇土半島におけるタイワンリス防除等連絡協議会」での検討事項を取り入れながら、行政(捕獲作業員)と地域(地元猟友会・果樹生産者等)による連携した取組を行う。</li> <li>・アライグマについても、タイワンリス同様特定外来生物であり、市内において生息が確認されているため、他自治体と連携しながら適切な防除を行い、市外からの侵入を防ぐとともに、生息状況調査及び捕獲を継続して行うことで、市内における個体数の増加を防止する。</li> <li>・有害鳥獣捕獲以外に、農業者等に対し追払い等の防除対策や廃棄作物処理などの環境改善等を指導するなど、被害対策についての意識啓発を図る。</li> </ul>
---

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元猟友会による有害鳥獣捕獲を継続させるとともに、鳥獣被害対策実施隊を設置し、捕獲活動を実施する。</li> <li>・捕獲従事者となる担い手の確保のために、熊本県が認定している認定鳥獣捕獲等事業者の活用に努める。</li> </ul>
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
7年度	イノシシ カラス類 カモ類 台湾リス シカ ヒヨドリ ニホンザル アライグマ アナグマ タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元猟友会との連携を強化し、効果的に捕獲を行うとともに、捕獲技術の向上を進める。</li> <li>・捕獲機材の導入を推進する。</li> <li>・新規捕獲従事者の確保、育成を図る。</li> </ul>
8年度	イノシシ カラス類 カモ類 台湾リス シカ ヒヨドリ ニホンザル アライグマ アナグマ タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元猟友会との連携を強化し、効果的に捕獲を行うとともに、捕獲技術の向上を進める。</li> <li>・捕獲機材の導入を推進する。</li> <li>・新規捕獲従事者の確保、育成を図る。</li> </ul>
9年度	イノシシ カラス類 カモ類 台湾リス シカ ヒヨドリ ニホンザル アライグマ アナグマ タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元猟友会との連携を強化し、効果的に捕獲を行うとともに、捕獲技術の向上を進める。</li> <li>・捕獲機材の導入を推進する。</li> <li>・新規捕獲従事者の確保、育成を図る。</li> </ul>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシについては、近年において急激に個体が増加しているため、今後3年の被害を防止する目標を1, 100頭/年間と設定し、捕獲活動を実施する。</li> <li>・カラス類については、近年において急激に増加しており、過去の捕獲実績から増減はあるものの同じ計画数300羽/年間とした。</li> <li>・カモ類については、近年において急激に増加しており、過去の捕獲実績から、捕獲計画数を200羽/年間とした。</li> </ul>

- ・台湾リスについては、宇土市において令和4年度以降捕獲されていないが、隣接する自治体で令和5年度に捕獲されており、低密度での生息が懸念されることから、年間の目標頭数を3頭とし、根絶を目指す。
- ・シカについては、近年において目撃情報が増加傾向にあるため、捕獲計画数を各年50頭とした。
- ・ヒヨドリについては、近年において被害発生・目撃情報等があるため、捕獲計画数を各年200羽とした。
- ・ニホンザルについては、県の第12次鳥獣保護管理事業計画及び熊本県における野生サル対策方針と整合性をとりながら、最小限の捕獲活動を実施する。
- ・アライグマについては、捕獲実績・被害報告等はないが、市内における生息が確認されており、また県内での生息域の拡大の状況を勘案し、捕獲計画数を各年5頭とした。
- ・アナグマ・タヌキについては、近年目撃情報が増加しているため、捕獲計画数を各年50頭とした。

対象鳥獣	捕獲実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	835	826	650
カラス類	116	112	107
カモ類	90	41	84
台湾リス	1	—	—
シカ	7	13	10
ヒヨドリ	35	60	15
ニホンザル	—	—	—
アライグマ	—	—	—
アナグマ	—	—	—
タヌキ	—	—	—

※台湾リスの捕獲数については、有害鳥獣捕獲ではなく、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第18条第1項に基づく防除計画によるもの。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	1,100	1,100	1,100
カラス類	300	300	300
カモ類	200	200	200
台湾リス	3	3	3
シカ	50	50	50
ヒヨドリ	200	200	200
ニホンザル	3	3	3
アライグマ	5	5	5
アナグマ	50	50	50
タヌキ	50	50	50

捕獲等の取組内容

- ・イノシシ、シカの捕獲手段は、捕獲場所に応じて適正な捕獲機材（銃器、箱わな、くくりわな）を使用し、年間を通じ実施する。捕獲範囲は宇土市全域とする。
- ・カラス類は、農産物の被害が恒常的に認められるため、予察捕獲を実施し、捕獲手段は効率性を考えて銃器を使用し、年間を通じ実施する。捕獲範囲は宇土市全域とする。
- ・カモ類については、飛来時期の11月～3月に海苔養殖や貝類への被害が増大と思われるため、予察捕獲を実施し、捕獲手段は主に銃器を使用し、捕獲範囲は宇土市全域とする。
- ・タイワンリスについては、捕獲数は減少しているものの、宇土半島東部方面の生息状況を調査しながら、行政(捕獲作業員)と地域(地元猟友会・果樹生産者等)による連携した取組を年間通じて行う。特にリスの繁殖期となる春期（3月～5月）と柑橘類の収穫期である(冬期)に重点的に捕獲を実施し、根絶を目指す。
- ・ヒヨドリについては、柑橘類が盛んな秋から冬に被害が増大と思われるため、予察捕獲を実施し、捕獲手段は効率性を考えて銃器を使用し、3月から10月の間に実施する。捕獲範囲は宇土市全域とする。
- ・ニホンザルについては、近年捕獲実績がないが、年間を通じ、農作物被害及び人的被害の発生の恐れが高まった場合に実施する。捕獲手段は主に銃器を使用し、捕獲範囲は宇土市全域とする。
- ・アライグマについては、箱わなを使用し、年間を通じ実施する。捕獲範囲は宇土市全域とし、生息状況調査により生息が確認された地点において重点的に実施するものとする。
- ・アナグマ及びタヌキについては、箱わな、くくりわなを使用し、年間を通じ実施する。捕獲範囲は宇土市全域とする。
- ・捕獲の実施に当たっては、錯誤捕獲や事故の発生防止等に万全の策を講じるものとする。
- ・捕獲の担い手確保・育成のため、農業者への呼びかけや免許取得者への研修などに取り組む。
- ・捕獲については、すべての対象鳥獣で銃器（ライフル銃）及びわなにより1年を通じて捕獲できる体制をとる。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

比較的遠くの対象鳥獣を捕獲する場合等、より正確性が高く、有効射程距離も長いライフル銃を用いる必要があり、矢先の安全を十分に確認したうえで実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
宇土市全域	タイワンリス、シカ、ニホンザル、アライグマ、アナグマ、タヌキ

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
有害鳥獣（イノシシ・シカ等）	国や県の支援事業及び市の有害鳥獣侵入防止柵等設置事業補助金等を活用し、電気柵、ワイヤーメッシュ柵や金網柵など地域の条件に合わせた防護柵や用具の設置等の補助を実施。 10箇所予定 30,000m 15ha	国や県の支援事業及び市の有害鳥獣侵入防止柵等設置事業補助金等を活用し、電気柵、ワイヤーメッシュ柵や金網柵など地域の条件に合わせた防護柵や用具の設置等の補助を実施。 10箇所予定 30,000m 15ha	国や県の支援事業及び市の有害鳥獣侵入防止柵等設置事業補助金等を活用し、電気柵、ワイヤーメッシュ柵や金網柵など地域の条件に合わせた防護柵や用具の設置等の補助を実施。 10箇所予定 30,000m 15ha

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
有害鳥獣（イノシシ・シカ等）	事業を活用した申請者及び設置者に対し、鳥獣の侵入痕の確認や侵入防止柵の破損箇所確認のための見回りを実施するように、申請や検査時に啓発を行う。	事業を活用した申請者及び設置者に対し、鳥獣の侵入痕の確認や侵入防止柵の破損箇所確認のための見回りを実施するように、申請や検査時に啓発を行う。	事業を活用した申請者及び設置者に対し、鳥獣の侵入痕の確認や侵入防止柵の破損箇所確認のための見回りを実施するように、申請や検査時に啓発を行う。

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
7年度	イノシシ カラス類 カモ類 タイワンリス シカ ヒヨドリ ニホンザル アライグマ アナグマ タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民へ広報紙や講習会などを通して、地域全体で取り組める被害対策等を周知し、意識啓発を図る。</li> <li>・緩衝帯の設置や追い払いなど、総合的な防除体制の確立を図る。</li> </ul>

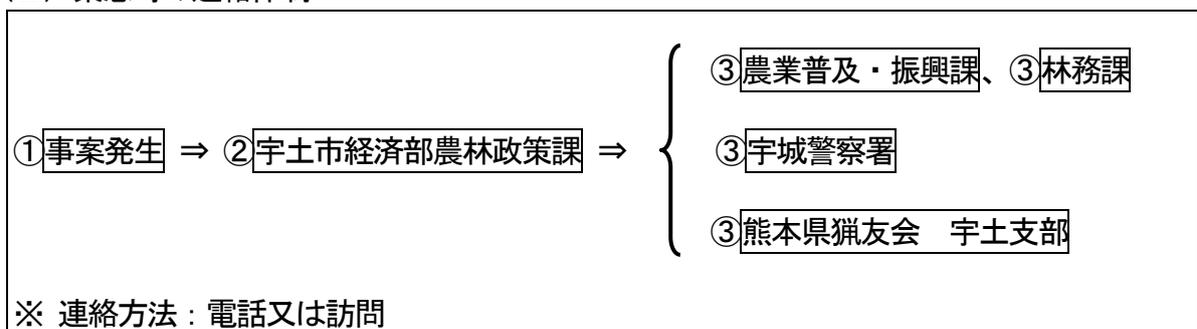
8年度	イノシシ カラス類 カモ類 タイワンリス シカ ヒヨドリ ニホンザル アライグマ アナグマ タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民へ広報紙や講習会などを通して、地域全体で取り組める被害対策等を周知し、意識啓発を図る。</li> <li>・緩衝帯の設置や追い払いなど、総合的な防除体制の確立を図る。</li> </ul>
9年度	イノシシ カラス類 カモ類 タイワンリス シカ ヒヨドリ ニホンザル アライグマ アナグマ タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民へ広報紙などを通して、地域全体で取り組める被害対策等を周知し、意識啓発を図る。</li> <li>・緩衝帯の設置や追い払いなど、総合的な防除体制の確立を図る。</li> </ul>

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
宇土市経済部農林政策課	関係機関等への連絡、鳥獣の保護・追い払い 住民避難誘導、有害鳥獣捕獲許可
熊本県宇城地域振興局農林部 農業普及・振興課、林務課	有害鳥獣保護に関する指導・助言
宇城警察署	住民避難誘導
(社)熊本県猟友会宇土支部	鳥獣の捕獲・追い払い

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・捕獲した鳥獣は、現地に放置することなく回収し、埋設する場合は、環境に影響を与えないように適切な処理を行う。
- ・台湾リスについては、必要に応じ、学術調査用へ提供する。
- ・イノシシについては、食肉としての利活用を検討する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシについては、食肉としての利活用を検討する
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での体給餌、学術研究等)	該当なし

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	宇土市鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
宇土市農林政策課	事務局、協議会に関する連絡・調整、市民への有害鳥獣対策への意識啓発活動に関すること
(社)熊本県猟友会宇土支部	鳥獣の捕獲に関すること
熊本県鳥獣保護管理員	鳥獣の保護に関すること
熊本宇城農業協同組合	農家との連絡調整、被害情報の提供、営農指導、被害防除教育に関すること
緑川森林組合	森林所有者との連絡調整、被害情報の提供、森林経営指導、被害防除教育に関すること
熊本県農業共済組合宇城支所	農家との連絡調整、被害情報の提供、営農指導、被害防除教育に関すること
宇土市行政区長会連合会	農家との連絡調整、被害情報の提供、市民への有害鳥獣対策への意識啓発活動に関すること

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
国立研究開発法人森林総合研究所	台湾リス防除に関すること
熊本森林管理署	国有林内の被害情報の提供等に関すること

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊の構成は、農林政策課長、市職員から市長が指名する者、及び地元猟友会支部長が推薦する者で組織する。隊長は、農林政策課長の職にある者をもって充て、実施隊の業務を総括する。副隊長は、農林政策課農林振興係長の職にある者をもって充て、隊長を補佐し、隊長に事故あるときは、その業務を代理する。隊員の業務は、追い払いを中心に、捕獲作業及び被害防除の普及啓発等を行う。

平成27年6月1日設置。実施隊の現状（市職員6名、民間26名）

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・宇土半島における台湾リス防除等連絡協議会を組織し、PDCAサイクルを取り入れた捕獲体制で、台湾リスの根絶を目指す。
- ・捕獲従事者となる担い手の確保のために、熊本県が認定している認定鳥獣捕獲等事業者の活用に努める。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・被害防止計画は、必要に応じて内容の変更（見直し）を行う。
- ・台湾リスの防除については、宇土半島における台湾リス防除等連絡協議会において随時検討を行う。
- ・アライグマの防除については、熊本連携中枢都市圏構想における取組の中で、連携して対策を行う。